

岩手県告示第 177 号

森林病虫害等防除法第 7 条の 5 第 1 項の規定による高度公益機能森林及び被害拡大防止森林の区域の指定(平成 19 年岩手県告示第 261 号)を別紙のとおり変更した。

なお、「別紙」は、省略し、岩手県農林水産部森林整備課、県南広域振興局農林部並びに県南広域振興局総合支局の農林部及び農林センター、関係地方振興局林務部及び農林部並びに関係市役所及び町役場に備えておいて縦覧に供する。

平成 20 年 3 月 14 日

岩手県知事 達 増 拓 也